

令和6年12月27日

文部科学大臣  
あべ 俊子 殿

日本栄養士連盟  
会長 井上 幸子

公益社団法人日本栄養士会  
会長 中村 丁次

## 「栄養教諭の配置促進」に関する要望

平素は、本会に対しまして格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

栄養・食生活は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、人々が健康で幸福な生活を送るために必要です。本会では、全ライフステージにおいて栄養・食生活に関する様々な課題がある中、行政機関はもとより、学校や保育所、企業、医療機関、福祉施設など、多領域で展開されている栄養改善活動において、より質の高い栄養の指導を目指し管理栄養士・栄養士の人材育成、活動支援を行っています。

しかし、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化、複雑化を踏まえて、さらに管理栄養士・栄養士が各職域で行う栄養改善活動の充実強化を図ることが必要となっています。

超少子高齢社会が進み、次世代の健康の維持・増進には多くの課題がある中で、学校教育の現場においては、特に次世代が自らの健康の維持・増進を育む力を習得するための栄養教育（食育）が益々重要となってきておりますが、栄養教諭制度の創設時の理念が十分に達成できているとは言えない現状があります。

このようなことから、次の重点要望事項について、強力な御支援をお願いします。

### 重点要望事項

こどもを誰一人取り残さず、自らの健康の維持・増進を育む力を習得し、健やかな成長を実現することができるよう、栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するため、地域間の格差の是正に向け、栄養教諭の配置促進の強化をお願いします。

## 内 容

栄養教諭は、学童期における食に関する指導として痩身傾向、食物アレルギー等の健康課題を有する児童・生徒への個別栄養相談の対応等に加え、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月22日閣議決定）に基づき、医療的ケアを必要とする児童・生徒への栄養・食生活支援も求められています。

また、2023年1月文部科学省の「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」において栄養教諭の法的位置づけ、採用、任用、配置、求められる役割等に課題があることが指摘されました。

具体的には、平成17年制度導入以降、各地域において任用・配置が進んでおりますが、近年、その増加傾向が鈍化しつつあり、各都道府県における栄養教諭の配置状況が約7%～100%と都道府県間で配置率に相当の格差が見られることから、この状況を改善することが課題となっています。

そこで、日本栄養士会では、これらの現状と課題を把握し、栄養教諭の職務の明確化、資質能力の向上及び配置推進に向けた検討を行うために、2023年度に「栄養教諭等の配置に関する調査」と「栄養教諭等の職務・業務に関する調査」を実施しました。この結果においても、栄養教諭が配置されていても、給食管理業務の比重が大きく、児童・生徒に対する食に関する指導や個別的栄養相談に十分注力できない学校が少なくない状況でした。

すなわち、子どもたちは自分が生活する地域を選べない中、他律的な理由により、栄養教諭から食に関する指導、個別栄養相談、栄養・食支援を受けられない子どもたちが多数存在していることが明らかであり、本会としてこの状況を非常に重大視しています。

つきましては、全都道府県を対象としたこうした状況の改善、地域間の格差の是正に向け、栄養教諭の配置促進の強化をお願いいたします。

本会においては、「栄養教諭等の配置状況等に関する調査」と「栄養教諭等の職務に関する調査」の結果を有効に活用し、栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するために、栄養教諭の資質・能力や個別指導に対する認識の違いに格差が生じることがないように、人材育成に取り組むこととしています。

また、栄養教諭を中心に学校教育の現場で実践されている、児童・生徒への個別栄養相談や栄養・食生活支援等の先進事例のノウハウを収集し、教材の開発、指導の評価方法等を取りまとめ、その成果を全国に波及させることが必要です。

そのため、栄養教諭の配置促進とともに、人材育成及び指導手法の改善充実を図るための検討等についても、併せて、推進をお願いいたします。